

# 第2次古平町教育大綱

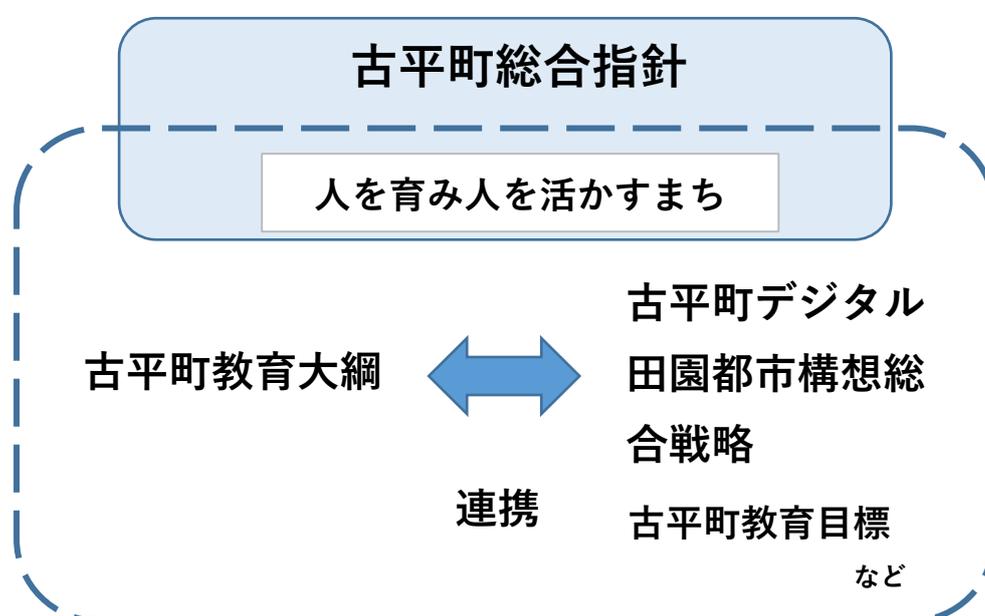
令和8年 3月  
古 平 町

## 大綱策定の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（理念）や施策の根本となる方針を定めるものです。

## 大綱の位置付け

本大綱は、「古平町総合指針」の理念を踏まえ、「古平町教育目標」、「古平町デジタル田園都市構想総合戦略」、「北海道総合教育大綱」などとの整合性を図りながら「総合教育会議」において策定するものです。



## 大綱の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とし、教育に関連する状況や今後の社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 基本理念

---

### 人材確保

全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進む古平町では、地域社会の教育力の低下が懸念されている中で、教育の機会均等や学びの質の保障に対する重要性が高まっております。こうした諸課題に対応するとともに、町全体で子どもを見守り育てていく取組を支える人材の育成・確保に向けた施策を推進します。

---

### こどもまんなか

こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、「こどもまんなか」の考えの下で、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策を相互に連携して、子どもや若者の健全やかな成長を社会全体で後押しします。

---

### 持続可能な社会

グローバル化や情報化の急速な進展に伴い、多文化共生社会の到来やAI・ICTの活用がますます広がるなど、将来の予測が困難な時代において自らが社会の作り手となり、「持続可能な社会を維持・発展」させるような人材を育成します。

---

### 生涯学習

社会の多様化が進む中、生まれ育った環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、町民一人ひとりが生き生きとして生活ができる町を目指し、幼児期から安心して質の高い教育を受け、「生涯にわたって学び続ける」ことができる環境を整えます。

---

## 基本方針

### 1. 持続可能な社会の創り手を育む

#### 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

(1) 児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、子どもたちに生きる力の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを目指し、主体的に社会と関わる力を育てます。

#### 特別支援教育の充実

(2) インクルーシブ教育の理念に基づき、特別な支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関と連携し一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備します。

#### ふるさと教育の充実

(3) 様々な体験活動を通して身近な地域の魅力や課題などを知り、地域社会に関わる意識や郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育の充実に努めます。

#### 環境教育の充実

(4) 小中学校において環境（海洋）教育を進め、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるための取り組みを推進します。

### 2. 子どもの学びと育ちの環境を整える

#### いじめ防止の取組の充実

(1) 児童生徒の命と心を守るために、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重しあい、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身に付けることができるような指導・支援、組織的な体制の下でのいじめの未然防止やいじめの積極的認知による早期発見・対応を一層徹底します。

### **地学協働の推進**

(2) コミュニティ・スクールの充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現に努め、学校と地域が力を合せて学校運営に取り組む体制づくりを推進します。

### **教育 DX の推進**

(3) 教育において ICT の活用が「日常化」するよう、情報モラルを含む情報活用能力を育成するため、デジタル教材や学習支援ソフトの活用など教育 DX に努めます。

### **学校における働き方改革の推進**

(4) 教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、ICT の活用による校務効率化の推進、保護者・地域等との連携協働など学校における働き方改革を推進します。

## **3. 地域と産業を担う人を育む**

### **基幹産業を支える人材の育成**

(1) 古平町の基幹産業である漁業や水産加工業を始め、建設産業、観光産業など幅広い年齢層の担い手や専門人材をはじめ、地域を支える産業人材の育成・確保の取組みを進めます。

### **新たな社会を拓く ICT 人材の育成**

(2) 基幹産業や医療・福祉分野などにおける様々な課題に対して ICT を活用して解決するなど、高度な ICT 社会を担う人材の育成を進めます。

### **地域創生を担う人材の育成と活躍推進**

(3) 地域に対する愛着を持ち、古平町の将来を担う人材を育成するとともに、業種や地域を超えたネットワークづくりをコーディネートすることにより、地域が抱える課題の解決や特性を活かした地域づくりを推進します。

### **地域の安心を守る・担う人材の育成**

(4) 看護師、保健師、社会福祉士など地域での暮らしに欠かせない医療・福祉分野の人材の確保・育成の取組を進めます。

## 4. 生涯を通じて学び続ける人を育む

### 生涯学習の振興

(1) 生涯を通じて活躍することができるよう、自らの可能性を最大限に伸長することのできる「学習」と「活動」の機会の充実に努めます。

### スポーツ活動の振興

(2) ニュースポーツの普及・啓発、スポーツ団体等の活動支援などを進め、スポーツに日常的に取り組む事ができるよう、施設及び体制の整備に努めます。

### 文化財等の保存及び活用の推進

(3) 文化団体等の活動を支援し、多くの町民が芸術文化に触れる機会を提供するとともに、郷土の伝統芸能の伝承などを進めてまいります。

### 社会教育の振興

(4) 効率的・計画的な施設運営、指導者の養成を図り、生涯学習、スポーツ活動、読書活動などを推進するための施設の整備充実に努めてまいります。

## 古平町教育目標

平成 11 年 7 月 21 日制定

青い海・みどりの山にかこまれ、先人のたくましい精神と人情を受けつぎはぐくまれた私たち町民は「自然と人間の調和」を求めて、明るく豊かな町づくりを目指します。

町民一人ひとりが社会人として責任の重さを自覚し、生涯学び続け、実践するたくましい人になるため、この教育目標を設定します。

- 1 希望を掲げ 自ら学び続ける人に
- 1 個性を伸ばし 文化を創造する人に
- 1 スポーツに親しみ たくましく生きる人に
- 1 郷土を愛し 社会のためにつくす人に